

第6回農地部会議事録

- 1 招集日 平成30年6月5日（火）
- 2 開会日時及び場所
平成30年6月5日（火） 午後2時04分
雲仙市役所本庁舎別館3階会議室
- 3 閉会日時 平成30年6月5日（火） 午後3時03分
- 4 委員氏名

(1)出席者（17名）

1番 水口 正好	3番 大島 忠保	4番 渡部 篤	7番 渡辺 勝美
8番 本田 岩勝	9番 林田 剛	10番 横田 晴喜	11番 松尾 文昭
14番 吉田 良一	15番 平野 利光	16番 森崎 茂徳	24番 草野 定
28番 田浦 則利	32番 鶴殿 徳康	33番 渡邊 茂徳	34番 馬場 保
36番 川内 幸徳			

(2)欠席者（1名）

18番 内田 弘幸

(3)部会長の依頼により出席した委員（1名）

35番 小筏 正治

5 議事に参与した者

事務局長	坂本 英知
参 事	増富 浩彦
主 事	北尾 祥
嘱 託	大石由紀子

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第31号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願について
- 日程第4 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第33号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第34号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について
- 日程第7 議案第35号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について

午後 2 時04分開会

○事務局長（坂本 英知君） それでは、農業委員会等に関する法律第 28 条第 4 項に規定されています、雲仙市農業委員会農地部会の委員の皆様の出席者が過半数に達しておりますので、農地部会長、議事の進行をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） ただいまから平成 30 年第 6 回雲仙市農業委員会農地部会を開会いたします。
各委員の協力方よろしくお願いいたします。

本日の付議すべき事項として、議案第 30 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 31 号農地法第 4 条の規定による許可処分の取消願について、議案第 32 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 33 号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第 34 号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、議案第 35 号農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について、以上、6 件を付議します。

議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてから起立し、マイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

早速議事に入ります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規程第 12 条の規定により、4 番、渡部篤委員、7 番、渡辺勝美委員両委員を指名いたします。

次に、日程第 2、議案第 30 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第 31 号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号 9 番、10 番は譲受人が同一の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡邊委員。

○委員（33 番 渡邊 茂徳君） 議席番号 33 番、渡邊です。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の受付番号 9 番、10 番については、親から子へ贈与する案件です。農地法第 3 条第 2 項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はな
いと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号の9番、10番についてご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご覧いませんか。ご質疑がないようですので、議案第30号、受付番号9番、10番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号11番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。平野委員。

○委員（15番 平野 利光君） はい、議席番号15番、平野です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号11番については、耕作利便のために借り受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号11番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第30号、受付番号11番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号12番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。鵜殿委員。

○委員（32番 鵜殿 徳康君） はい、議席番号32番、鵜殿です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号12番については、規模拡大のため譲り受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号12番についてご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（16番 森崎 茂徳君） これは、譲受人が規模拡大のため希望してもらうという案件だと思いますが、無償というのはどういうものなんですか。対価はつかないんですか。

○議長（馬場 保君） 事務局、よろしいですか。

○事務局（増富 浩彦君） この案件は、以前、金銭のやりとりは終了しております。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 本当は、そこを書いてもらえればよかった。

○事務局（増富 浩彦君） それが、過去にやりとりをやったもんやけんが、今回の申請で売買ということでもおかしくなる。賃貸借でもおかしい。ということは、もう無償で贈与で扱っていくしかないのかなと考えている。

○委員（３５番 小筏 正治君） この問題では調査会でいろいろ審議したんですよ。

○委員（１６番 森崎 茂徳君） しかし、こうばって見た感じは、そんな感じに見えるもんですから。じゃあ譲渡人がやるというならわかるけど、規模拡大のためって書いてあるもんやけん、余計ですね。わかりました。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第３０号、受付番号１２番は許可相当を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１３番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（３２番 鵜殿 徳康君） 議席番号３２番、鵜殿です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１３番については、親から子へ贈与する案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号１３番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第３０号、受付番号１３番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１４番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。横田委員。

○委員（１０番 横田 晴喜君） はい、議席番号１０番、横田です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１４番については、譲渡人が高齢で耕作できないので、近隣農地を耕作している譲受人が買い受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号１４番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第３０号、受付番号１４番は、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１５番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。横田委員。

○委員（１０番 横田 晴喜君） 議席番号１０番、横田です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１５番については、新規設立した法人に貸し付ける案件です。調査会では、申請者の経営農地の周辺農業者から、水の管理や区役などに対して苦情が出ているとの話がありましたので、水田担当部局に申請者に指導するようお願いしてあります。許可に当たって問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号１５番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

○委員（１６番 森崎 茂徳君） もう苦情処理はしたんですか。

○議長（馬場 保君） 事務局、よろしいですか。

○事務局（増富 浩彦君） ６月７日に水田の担当部局がこの申請者と会う約束がありまして、そのときに振興局の農薬の専門の方と一緒に指導をしてくれるという話になっておりますので、ご理解願えればと思います。

○委員（１６番 森崎 茂徳君） はい、わかりました。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第３０号、受付番号１５番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１６番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。横田委員。

○委員（１０番 横田 晴喜君） 議席番号１０番、横田です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１６番については、譲渡人が耕作できないため買い受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何

ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号１６番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第３０号、受付番号１６番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１７番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。横田委員。

○委員（１０番 横田 晴喜君） 議席番号１０番、横田です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１７番については、規模拡大のため買い受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号１７番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第３０号、受付番号１７番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１８番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。大島委員。

○委員（３番 大島 忠保君） はい、議席番号３番、大島です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１８番について、申請地は平成２５年１２月に親から子に贈与されましたが、子供の仕事が忙しくなり耕作できないため、親に貸し付ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号１８番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第30号、受付番号18番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号19番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） はい、議席番号3番、大島です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号19番については、耕作利便のため買い受ける案件です。譲受人は耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が50アールに達していません。しかし、農地法施行令第2条第3項第3号に、事業に供すべき面積が下限面積に達していなくても、その位置、面積、形状等から見て、これに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該と隣接する農地を現に耕作している者が権利を取得することができる定められています。本案件はそれに該当するとし、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号19番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第30号、受付番号19番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号20番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。松尾委員。

○委員（11番 松尾 文昭君） はい、議席番号11番、松尾です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号20番については、譲渡人持ち分2分の1を共有名義人である譲受人に全部移転する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。受付番号20番について、ご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（16番 森崎 茂徳君） これは、実際、富川町っていうのは、時間的にどのくらいかかるといふの。通って農業されているわけですかね。

○議長（馬場 保君） 事務局、よろしいですか。

○事務局（増富 浩彦君） 1時間以内で来れるところであれば、耕作可能ということで考えてもいい

んじゃないかなとは思いますが。

○委員（１６番 森崎 茂徳君） はい、わかりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第３０号、受付番号２０番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号２１番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。林田委員。

○委員（９番 林田 剛君） はい、議席番号９番、林田です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号２１番については、貸人が体調不良で耕作できないため、借り受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号２１番についてご質疑がありましたらお願いいたします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第３０号、受付番号２１番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第３、議案第３１号農地法第４条の規定による許可処分取消願についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第３１号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号１番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。大島委員。

○委員（３番 大島 忠保君） 議席番号３番、大島です。

農地法第４条の規定による許可処分取消願の受付番号１番については、昭和６２年５月２７日付で住宅用地として転用許可を得ていましたが、計画どおりに事業が着工されておらず、許可の取消願が出されたものです。取消しに当たっては何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号1番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第31号、受付番号1番の許可処分を取り消すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可を取り消すことに決定しました。

次に、日程第4、議案第32号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第32号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号7番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。平野委員。

○委員（15番 平野 利光君） 議席番号15番、平野です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号7番について、申請人は、二所帯住宅用地への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。ただし、転用目的が住宅であり、集落に接続していることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号7番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第31号、受付番号7番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号8番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。横田委員。

○委員（10番 横田 晴喜君） 議席番号10番、横田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号8番について、申請人は既存店における店舗

及び駐車場拡張のための転用を計画されています。申請地は平成30年5月11日に農振除外されており、島原鉄道阿母崎駅から300メートル以内に存在することから、第3種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号8番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第32号、受付番号8番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号9番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号9番について、申請人は資材置き場への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、愛野森山バイパスの出入り口から300メートル以内に存在することから、第3種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと思われます。調査会では、申請地の地層に暗渠が埋設してあるため、申請人に対し、十分配慮するように事務局から指導をお願いしております。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号9番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第32号、受付番号9番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号10番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡部委員。

○委員（4番 渡部 篤君） はい、議席番号4番、渡部です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号10番について、申請人は従業員寄宿舍用地に転用を計画されています。申請地は農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の

一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号10番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第32号、受付番号10番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第33号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第33号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

13ページ、1番から17ページ9番は貸借権による案件、18ページ、10番から20ページ15番は所有権移転による案件、21ページ、16番から23ページ19番は農地中間管理機構への貸し付けによる案件です。議案第33号に対する質疑を行います。

まず、13ページ、14ページについて、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、15、16ページについてご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、17ページ、18ページについてご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、19ページ、20ページについてご質疑ございませんか。森崎委員。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 申請番号14番は、地価が高いように思えますが、転用できるような場所なんですか。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局（増富 浩彦君） 基本的に転用はできない場所です。基盤整備地区の中の農地で、値段も相当の値段ということで調査会のときにはそういう意見でした。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、21ページ、22ページについてご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、最後に23ページについてご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第33号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することとします。

次に、日程第6、議案第34号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第34号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件は農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。議案第34号に対する質疑を一括で行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第34号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案34号につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第7、議案第35号農地法第2条第1項の「農地」の判断についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第35号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

整理番号1番について審議に入ります。申請地は農振農用地内であり、農林水産課への協議の結果、雲仙市農業振興地域整備計画全体見直しで除外検討可能の見込みがあること、また、やむを得ない場合のみ、随時変更で除外申し出であれば対応も可能との回答をいただいております。

整理番号1番についてご質疑ありませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第35号農地法第2条第1項の農地の判断については、対象地は農地ではないと判断することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、対象地は農地ではないと判断し、今後、非農地通知を発出することといたします。

お諮りします。本農地部会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。どうもありがとうございました。

午後3時03分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 6月 5日

議 長

署名委員

署名委員